

議第29号

三島市下水道条例の一部を改正する条例案

三島市下水道条例（昭和51年三島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	1,680円
1立方メートルにつき	96円
1立方メートルにつき	108円
1立方メートルにつき	120円
1立方メートルにつき	135円
1立方メートルにつき	149円

を

」

「

	1,720円
1立方メートルにつき	99円
1立方メートルにつき	111円
1立方メートルにつき	124円
1立方メートルにつき	139円
1立方メートルにつき	153円

に改め、

」

同表備考3中「1,680円」を「1,720円」に、「84円」を「86円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成26年6月1日以後に支払いを受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る下水道使用料について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士